

協会の内部管理責任者等に関する規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、協会の内部管理責任者等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(内部管理統括責任者の資格要件の特例)

第2条 規則第8条第1項ただし書に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。

(1) 代表権のない取締役（登記された代表取締役のうちに内部管理を担当する代表取締役がない場合に限り、役付取締役（副社長、専務及び常務をいう。以下同じ。）と役付きでない取締役がいる場合は、役付取締役を優先して任命すること。）

(2) 内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（内部管理を担当する取締役がない場合に限る。）

2 前項の規定は、指名委員会等設置会社の内部管理統括責任者の任命については、「取締役」とあるのは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執行役」、「取締役会」とあるのは「執行役会」とそれぞれ読み替えて準用する。

(内部管理部門の範囲)

第3条 規則第11条第1項及び第12条第1項に規定する内部管理部門は、コンプライアンス、監査（検査）、営業考査を担当する部、室又は課（本店に準ずる組織機構を有する営業所に設けられているコンプライアンス、監査（検査）、営業考査を担当する部、室又は課）とする。

(営業単位の範囲)

第4条 規則第15条第1項及び第18条第1項に規定する営業単位は、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位又は別表に掲げるこれらに準ずる単位とする。

(1) 営業部、法人部、国際部、営業所又は事務所等であって、営業所等に関わらず独立した管理が行われている営業部門

(2) 本部制を採用している場合には、営業本部に属する前号に規定する部又は室

(3) 本店に準ずる組織機構を有している営業所又は事務所における前2号に規定す

る部門

(内部管理責任者の配置の特例)

第5条 規則第18条第2項に規定する細則に定める者は、次のとおりとする。

- (1) 内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部门の者であつ規則第19条の資格要件を満たしている者
- (2) 内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者又は内部管理業務の責任者でない者のうち適切な業務経験、知識を有していると当該有価証券等分野協会が認める者で、かつ規則第19条の資格要件を満たしている者

2 有価証券等分野協会は、それぞれの業務の適切な遂行が可能であると認めるときは、規則第18条第1項に規定する責任者及び前項各号に規定する者を複数の営業単位の内部管理責任者に任命することができる。

別表（第4条営業単位）

有価証券等分野協会において、業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等	
1	一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等
2	同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。